「公共工事における賃金等確保法」 (仮称) の制定など公共工事 における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

建設業の就業者数は全国で約600万人と全産業の就業者数の約10%を占めており、我が 国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献している。

しかしながら、建設業においては元請けと下請けという重層的な関係の中で、明確な賃金体系が確立されておらず、加えて、不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、建設労働者の生活は不安定なものになっている。

国においては、平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、参議院で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」という附帯決議が行われたところである。また、諸外国においては、公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいる状況にある。

よって、国においては、建設労働者の適正な労働条件を確保するとともに、公共工事における安全や品質を確保するために、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、「公共工事における賃金等確保法」(仮称)、いわゆる「公契約法」の制定を検討すること。
- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月29日

福島県伊達市議会議長 滝 澤 福 吉

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

国土交通大臣様